

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

## 北海道国民年金 事案 1971

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私が20歳の時、私の母親が私の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付してくれたので、申立期間が未納期間にされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、申立人を国民年金に加入させた動機及び加入手続に係る記憶が具体的であることから、その母親が自ら申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況等により、被保険者資格取得日を昭和59年4月4日として、同年9月頃払い出されていることが確認でき、このときに申立期間の国民年金保険料の納付書が申立人に交付されていたものと推認できる上、申立期間当時の申立人家族の生活状況等に大きな変化はみられないことから、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとするその母親が、申立人の加入手続のみ行い、その保険料を納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1972

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 4 月から平成 3 年 3 月まで、毎年、国民年金保険料の申請免除を行っていたはずなので、申立期間の保険料が未納期間とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 10 月に離婚し、58 年頃から申立人の子供と同居を始め生活が苦しくなったため、国民年金保険料の免除申請を行っていたと述べているところ、59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料納付に係る申立人の申請免除が承認されていることが確認できることから、申立内容に不自然さはない。

また、昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間は、申立人の国民年金保険料の申請免除期間になっていることから、申立人が申立期間のみ保険料の免除申請を行わなかったものとは考え難い。

さらに、申立期間前後の申立人の生活状況等に大きな変化は見当たらず、申立人の国民年金保険料の免除申請が不承認になる事情もうかがえない。

加えて、申立人が居住する A 市によると、同市では申立期間当時、申請免除の更新案内を口頭で行っていたと思われるとしていることから、申立人に申立期間の免除申請に係る案内が行われていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成元年2月まで

私は、平成元年3月頃、A市B区役所で国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料を納めるように社会保険事務所（当時）から督促がきたので、時期ははっきりしないが同年12月頃までには未納であった妻の保険料と併せて4万5,000円ほど納めたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿により、平成元年4月頃にA市B区で払い出されているものと推測されることから、申立期間の国民年金保険料は納付が可能な期間である。

また、申立人及び申立人の妻が所持する年金手帳により、申立人の国民年金の加入手続及びその妻の第1号被保険者資格の取得及び喪失の手続を平成元年3月27日に行ったものと確認できることから、申立人が国民年金の加入手続のみを行い、国民年金保険料の納付は行わなかったものとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険事務所から国民年金保険料の納付書が届いたので、平成元年12月までの間に、納付書に現金を添えて未納であった妻の分と併せて4万5,000円ぐらい納付したとしているところ、i) オンライン記録により、申立人及びその妻に同年5月8日付けで納付書が作成されていること、ii) 申立期間の二人分の保険料額は、4万6,200円であることから、申立人の説明に不自然さはみられない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び50年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和50年7月から51年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入することが義務だと思い、昭和45年1月頃国民年金に加入し、国民年金保険料は、最初の頃は集金人に納付し、その後は私の職場と取引があったA信用金庫で納付書により納付していたので、保険料の未納はないはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間①及び②の前後の期間を含む国民年金保険料の納付済期間は全て現年度納付していることが確認でき、申立人が当該期間の保険料のみを未納にすることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時、その住所等に変更は無く、生活状況等にも大きな変化が認められないことから、当該期間の国民年金保険料を納付できなかった状況はうかがえない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年10月まで  
② 昭和61年4月から平成元年3月まで  
③ 平成2年5月  
④ 平成2年7月から3年3月まで

私は、昭和61年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①について、平成2年頃に社会保険事務所(当時)から送付された納付書により同市役所庁舎内のB信用金庫で保険料を納付した。また、申立期間②は定期的に又はまとめて、申立期間③及び④については平成3年春頃までに、同市役所庁舎内の同信用金庫やC郵便局等で納付書により保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成元年8月から同年10月までの間に払い出されたものと推認できることから、その頃に、申立人は国民年金の加入手続を行ったものと認められる。

また、申立期間④後について、申立人は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行い、申請免除期間を除き国民年金保険料を全て納付していることから、国民年金に対する意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、申立人は、「領収書を所持していないため明確ではないが、C郵便局で社会保険事務所から送付された納付書により、

まとめて国民年金保険料を納付したと思う。当時手持資金は10万円ぐらいであった。」と述べているところ、i) 申立人は、国民年金の加入手続きを行ったものと認められる平成元年8月の時点で、申立期間②のうち昭和62年7月から平成元年3月までの期間の保険料(15万9,000円)を遡って納付することが可能であること、ii) 申立人は同年8月の時点で営業していた同郵便局で社会保険事務所発行の納付書により当該期間の保険料を納付することが可能であることから、申立期間②のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間③及び④に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失について、オンライン記録により、申立期間③に係る資格取得(平成2年5月17日)、喪失(平成2年6月14日)及び申立期間④に係る資格取得(平成2年7月27日)は、平成2年8月22日に追加処理されていることが確認できることから、その頃に、申立人は、申立期間③及び④に係る国民年金の再加入手続きを適切に行ったものと推認できる。

また、申立期間④について、A市の国民年金被保険者台帳により、平成2年7月又は同年8月に行ったものと推認できる国民年金保険料の免除申請は却下されたことが確認できるが、申立人は、「申立期間④に係る保険料の免除申請を行った記憶はなく、申立期間③及び④について、平成2年夏から3年4月頃までに、A市役所庁舎内のB信用金庫で保険料を定期的に又はまとめて納付書により納付した。」と述べているところ、A市から、「申立期間④について、保険料免除申請が却下された時期は不明であるが、国民年金に再加入した申立人に申立期間③及び④に係る国民年金保険料(現年度)の納付書を送付していることから、納付は可能であった。」との回答を得ている。

さらに、申立期間④後で直近の国民年金加入期間である平成3年5月及び同年6月について、A市の国民年金被保険者台帳により、同年7月に現年度納付していることが確認できる上、申立期間③は1か月、申立期間④は9か月と短期間であることを考慮すると、申立人は申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 3 しかしながら、申立期間①について、申立人は、「平成2年頃に社会保険事務所から送付された納付書によりA市役所庁舎内のB信用金庫で国民年金保険料を納付した。」と述べているが、i) 平成2年の時点で、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であること、ii) A市から、「当時、本市役所庁舎内のB信用金庫では、本市の公金等は収納していたが、社会保険事務所発行の納付書で国庫金である国民年金保険料(過年度)は収納していなかった。」との回答を得ていること、iii) 国民年金の未加入期間である申立期間①は申立人に納付書が送付されない期間であることから、これらと申立人の主張とは一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと認められる平成元年8月の時点で、申立期間①及び申立期間②のうち昭和61年4月から62年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間①及び②について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から平成元年3月までの期間、2年5月及び同年7月から3年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から54年5月まで  
② 昭和54年9月から58年3月まで

私は、昭和47年8月頃に国民年金に加入し、申立期間①のうち、同年8月から52年1月までの期間は、同居していた母親又は45年6月に婚姻した元妻が国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、申立期間①のうち、再婚した52年2月から54年5月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料は、再婚した元妻がA銀行などの金融機関で納付書により窓口で又は銀行預金から口座振替により納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、申立人の元妻と婚姻していた昭和47年8月から離婚した50年10月頃までの期間及び同月頃から再婚する直前の52年1月頃までの期間について、申立人は、「元妻は私と婚姻中に国民年金に加入し、同居していた母親又は元妻が、私と元妻の国民年金保険料を一緒に納付してくれたはずである。」と述べているが、i) 元妻の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、申立人と元妻の離婚後である51年2月頃に払い出されたものと推認できること、ii) 申立期間①のうち、47年8月から50年3月までの期間は保険料の未納期間であること、iii) 申立期間①のうち、同年4月から51年3月までの期間については、保険料の納付済期間であり、元妻が離婚後に国民年金の加入手続を行ったと推認できる同年2月以降に保険料が納付されたものと認められることから、これらと申立人の主張とは一致しない。

また、当該期間について、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人は、「自分の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれた母親及び元妻に尋ねたが、いずれも当時のことは分からないと言われた。」と述べていることから、当該期間に係る申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について、当時の具体的な状況を確認できない。

このほか、申立人の母親及び元妻が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

- 2 申立期間①のうち、申立人が再婚した昭和52年2月から54年5月までの期間及び申立期間②について、申立人は、「再婚した元妻が、A銀行などの金融機関で納付書により窓口で又は銀行預金から口座振替により納付してくれたはずである。」と述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、58年11月又は同年12月にB市C区で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間①及び申立期間②のうち54年9月から56年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、B市の国民年金被保険者名簿により、再婚した元妻について、昭和57年10月の国民年金保険料がA銀行D支店の申立人名義の預金口座から振替により納付されていることが確認でき、申立人については、国民年金の加入手続を行ったものと認められる58年11月又は同年12月直後の59年1月の保険料から同行同支店の当該預金口座からの振替による保険料納付が開始されたものと推認できるところ、同行同支店の当該預金口座の出入金記録（開設期間：昭和57年10月20日から61年3月31日まで）により、i）申立期間②のうち、57年10月から58年3月までの期間及び続く申立期間②直後で、納付済期間である同年4月から同年12月までの期間について、同預金口座から口座振替により一人分の保険料（1期当たり3か月分で、昭和57年度は1万5,660円、58年度は1万7,490円）が納付されていることが確認できること、ii）続く納付済期間である59年1月から61年3月までの期間について、同一年月日に同預金口座から口座振替により二人分の保険料が納付されていることが確認でき、申立人については、59年1月から、口座振替による保険料納付を開始したものと認められることから、申立期間①のうち、申立人が再婚した52年2月から54年5月までの期間及び申立期間②について、再婚した元妻が銀行預金から口座振替により申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の主張とは一致しない。

しかしながら、申立人は、「昭和52年2月に再婚した元妻が自分の国民年金の加入手続及び保険料納付を全て行ってくれた。」と述べているところ、i）申立期間②のうち、昭和56年10月から58年3月までの期間の保険料

については、申立人の再婚した元妻が申立人に係る国民年金の加入手続を行ったものと推認できる同年 11 月の時点で、過年度納付が可能であること、ii) 申立人及び再婚した元妻について、オンライン記録により、申立期間後の国民年金保険料を全て納付していることが確認できること、iii) 申立人について、B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間②直後の 58 年 4 月から同年 12 月までの保険料について、国民年金加入後に現年度納付し、59 年 1 月以降の保険料については、全て口座振替により納付していることが確認でき、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする元妻は国民年金に対する意識が高かったものと認められることから、申立期間②のうち、56 年 10 月から 58 年 3 月までの期間について、申立人の元妻が申立人の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 10 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1977

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から53年3月まで

私は、時期は定かではないが、厚生年金保険被保険者証及び失業保険被保険者証を持参して国民年金の加入手続を行った。その際、発行された年金手帳に記載されている「初めて被保険者になった日」は、昭和50年12月10日となっているが、年金事務所の記録では、国民年金の被保険者資格を52年12月10日に初めて取得したものとされており、同事務所の窓口で、申立期間のうち、50年12月から52年11月までは国民年金に未加入、同年12月から53年3月までの国民年金保険料については未納であると言われた。

国民年金保険料の納付については、私の父親が行ってくれていたので詳細は分からないが、年金手帳において国民年金の被保険者期間とされている申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間については、特殊台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日がいずれも昭和52年12月10日になっているものの、申立人の所持する年金手帳には50年12月10日に国民年金被保険者資格を取得した記録となっており、それぞれの記録に不整合がみられ、記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和53年4月頃に払い出されたものと推認できる上、申

立人は、国民年金保険料の納付については申立人の父親が行っていたと述べているところ、特殊台帳により、申立期間後の国民年金保険料が全て現年度で納付されていることが確認でき、申立人の父親の保険料に対する納付意識は高かったものと認められることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される53年4月の時点で、現年度納付が可能な52年4月から53年3月までの保険料を、申立人の父親が納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、昭和50年12月から52年3月までの期間について申立人の父親からは当時の納付状況を確認することができない上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料納付について具体的な状況が不明であり、申立人の父親が過年度納付を行っていたと推認するのは困難である。

このほか、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、他に当該期間の保険料を納付したとする周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 3646

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年3月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月13日から同年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、同社C支店から同社B支店に転勤した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する社員名簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和46年3月13日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和46年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料等はないが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出に何らかのミスがあったと考えられる。」と回答していることから、事業主が昭和46年4月1日を厚生年金保険被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の同保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る事業所名称はA社及び同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和25年9月25日であると認められることから、事業所名称及び同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年11月から24年3月26日まで  
② 昭和24年4月1日から25年9月まで  
③ 昭和25年10月から29年9月1日まで

申立期間①及び②について、社会保険事務所(当時)の調査により、厚生年金保険について昭和24年3月26日に被保険者資格取得、同年4月1日に資格喪失の記録が判明した。しかしながら、履歴書の下書きによると、「昭和23年11月A社へ入社」と記載されており、次の会社に25年10月に移籍するまで継続して勤務していたと記憶している。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間③について、B社における厚生年金保険の加入は昭和29年9月1日と記録されているが、履歴書の下書きによると「昭和25年10月B社へ入社」と記載されている。申立期間③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、申立期間③に係るC社(B社の後継会社)に保管されていた申立人の履歴書(写し)には、「昭和23年11月A社入社、25年9月同社退社」と記載されていること、及び申立人の妻の具体的供述から判断すると、申立人は、申立期間②において同社で勤務していたことが推認できる。  
一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)

では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和24年3月26日と記載され、資格喪失日の記載が無いにもかかわらず、オンライン記録では、資格喪失日が同年4月1日とされた記録が確認できる上、旧台帳の記録から同社において申立人とほぼ同時期に被保険者資格を取得したことが確認できるほかの二人についても資格喪失日の記載が無く、オンライン記録も確認できない。

また、当該事業所を管轄する社会保険事務所の事務処理及び記録管理については、当該事業所における厚生年金保険の事業所整理記号番号が、他の厚生年金保険の適用事業所と重複して払い出されていることが確認できる。

さらに、日本年金機構では、申立人の代理人が年金事務所に対して平成20年11月28日付けで行った厚生年金保険被保険者加入記録照会申出書に基づく同事務所の調査により、申立人の「A社」(事業所記号「\*」)に係る資格喪失日の記載の無い被保険者記録(旧台帳)が見つかったため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)は確認できないものの、「D社」(事業所記号「\*」)の事業所名が確認できたことから、同事業所において、資格喪失日が不明な被保険者記録の場合の便宜的措置として、被保険者期間について資格取得月の翌月の1日を資格喪失日としてオンライン記録に登録したとしている。しかし、被保険者名簿によると、同社は、申立期間②より後の昭和26年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる一方、申立人の旧台帳の厚生年金番号は、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び同記号番号払出補助簿の記載によると、事業所名の記載が無い事業所記号「\*」に払い出されていることが確認できるところ、当該事業所記号に該当する事業所は、事業所名簿によると、E社であることが確認でき、同事業所は23年6月16日にA社に名称変更し、25年9月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所に係る社会保険事務所の事務処理及び記録管理に複数の不備がみられることから、申立人に係る社会保険事務所における年金記録管理は不適切であったと認められ、申立人が昭和24年3月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した事業所は「A社」(\*)であると判断できる上、同社に係る申立人の被保険者資格喪失日は、前述の申立人の履歴書における当該事業所の退職時期の記載から、当該事業所が適用事業所でなくなった25年9月25日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、前記のとおり申立人がA社の後に勤務したB社を承継したC社から提出された申立人の履歴書(写し)及び申立人の妻の具体

的な供述から判断すると、申立人は、申立期間①当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、事業所名簿によると、昭和25年9月25日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、所在地を管轄する法務局に照会しても「A社の商業・法人登記簿謄本は確認できない。」と回答しており、当時の事業主及び取締役を特定することができず、供述を得ることができないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、申立人の代理人が名前を挙げた同僚一人は、既に死亡していることから、同人から申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の控除について供述を得ることができない上、当該同僚の旧台帳を確認したところ、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳索引票、補助簿及び事業所名簿によると、昭和24年3月29日にA社に対し払い出された申立人を含む4人の厚生年金番号に係る資格取得日は同年同月26日と記載されており、申立人に係る旧台帳の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、B社と推認できる雇用保険の被保険者記録、同社を承継したC社から提出された申立人の履歴書（写し）及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間③においてB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、被保険者名簿によると、昭和26年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち25年10月から26年5月1日までの期間は同保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間③当時の当該事業所の事業主、社会保険事務担当者及び給与事務担当者は既に死亡している上、当該事業所を承継したC社では、「申立期間③当時の給与関係資料等は保存されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間③における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人の代理人が申立人の先輩として名前を挙げた同僚一人は、

既に死亡していることから、同人から申立人の申立期間③における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について供述を得ることができない上、当該同僚は、当該事業所の被保険者名簿によると、申立人と同様、昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、被保険者名簿によると、昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、申立人を含め7人確認できるところ、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚16人に当該7人の勤務状況及び同保険の適用状況等について照会したところ、回答が得られた13人のうち2人は申立人を記憶しており、そのうち一人は「申立人及び申立人の先輩を含む7人は、昭和25年当時からそれぞれF職、G職、H職あるいはI職として勤務していた。しかし、各人の社会保険の適用状況及び同保険料の控除状況までは分からない。当時の社会保険事務担当者は既に死亡している。」と供述していることから、申立期間③当時、当該事業所では、従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3648

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで  
昭和58年11月にB職としてA社に入社し、正社員となった59年1月15日に厚生年金保険に加入した。

当該事業所には、昭和62年5月31日まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出された給与明細書(写し)及び事業主の供述により、申立人は、昭和62年5月31日にA社を退職し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書(写し)で確認できる報酬月額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日について社会保険事務所(当時)に対し誤って届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の同保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年1月1日から同年9月1日まで

申立期間においてA社に勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しているため、同記録を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された所得税源泉徴収簿、申立人の給与振込金額が確認できる預金元帳の写し及び申立人から提出された源泉徴収票の写し等により推認できる厚生年金保険料控除額から44万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る標準報酬月額の届出を適正に行わなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道国民年金 事案 1978

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び58年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで  
② 昭和58年1月から59年3月まで

私の母親(申立人)は、亡くなる前に、母親が結婚していた時期の国民年金保険料は全て納付していたと言っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、代理人(申立人の子)は、申立人又は申立人の元夫が行っていたとしているが、申立人及び元夫から申立期間の納付状況等について聴取できないことから、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、申立期間①について、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、昭和51年12月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の国民年金の加入手続を52年8月頃に行ったものと推認でき、当時、当該期間は国民年金に未加入であったものと認められる。

さらに、申立期間①について、国民年金の加入手続を行った昭和52年8月の時点で、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であったが、申立人が、当該期間の保険料を過年度納付した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和59年10月\*日に離婚しているところ、当該期間後の59年4月から平成元年10月までの期間(昭和60年4月から61年3月までの未納期間を除く。)の国民年金保険料が免除されてい

ることから、当時、申立人の生活状況等に変化があり、保険料の納付が困難であった様子がうかがえることから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものとは言い難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道国民年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から50年12月まで

私は、A県B市に在住し大学生であった昭和45年7月頃に、国民年金の加入手続を行った。申立期間において、48年3月頃にB市からC市へ、また、49年4月頃にD市へ転居したが、それぞれ在住した所で納付書により国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続を行った昭和45年7月頃に、国民年金手帳を受け取った記憶がなく、申立期間のうち、A県B市に在住していた同年同月から48年3月頃までの期間について、納付書により保険料を納付していたと思う。」と述べているが、申立期間のうち、昭和45年7月から46年9月までの期間に係る国民年金保険料の収納方法について、同市から、「国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して保険料を収納する印紙検認方式である。」との回答を得ていることから、同市の回答と申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和52年6月から同年8月までの間に、51年4月から居住したA県B市で払い出されたものと推認でき、その手帳記号番号の払い出し時点で、申立期間の大部分である45年7月から50年3月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間について、申立人が国民年金の加入手続を行ったものと推認できる52年6月の時点で、国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、昭和51年度の保険料を52年10月に過年度納付し、その前年度の51年1月から3月

までの保険料を時効により納付できなくなる直前の 53 年 3 月に過年度納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間のうち、50 年 4 月から 12 月までの期間について、時効により保険料を納付できなかったものと考えるのが自然である。

加えて、戸籍により、昭和 50 年 7 月\*日に、申立人は名の変更を行ったことが確認できるところ、申立人は、「名の変更を行ったために、私の申立期間に係る国民年金記録が確認できなくなったと思う。」と述べているが、名の変更を行った同日前の期間を含む申立期間について、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立期間は 66 か月と長期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月 30 日まで

申立期間は、A 県 B 事業団体連合会に C 職として D 業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所名簿及び A 県 B 事業団体連合会の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同連合会は、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、34 年 1 月 1 日に E 職員共済組合に編入されたことに伴い、同日をもって健康保険のみの適用事業所となったことが確認でき、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、A 県 B 事業団体連合会に照会したところ、「申立期間当時、当連合会が加入していたのは E 職員共済組合であり、厚生年金保険の適用は受けていない。正職員については同組合に加入させていたが、当連合会が保管する当時の正職員に係る辞令簿において申立人の名前は確認できず、また、正職員以外の C 職等に係る当時の台帳は既に廃棄済みであることから、申立人が当連合会に勤務していたことも確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が当該事業所において上司であったとして名前を挙げた者については、申立人は姓しか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、同人から申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所に係る健康保険被保険者原票により、申立期間当時、当該事業所において健康保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在

が確認できた者4人は、オンライン記録によると、いずれも同保険の被保険者であった期間においてE職員共済組合員であったことが確認できるところ、これらの者は、いずれも「申立人については記憶がない。私は、採用時から正職員であった。」と供述している上、このうち一人は、「私が保管する正職員の退職者名簿において申立人の名前は無いことから、申立人はF職か、又は現地雇いのC職であったと思う。正職員はE職員共済組合に加入していたが、臨時雇用者等については分からない。」と供述しており、申立期間当時、当該事業所が正職員以外のC職等を厚生年金保険の被保険者又はE職員共済組合員とする取扱いを行っていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人がE職員共済組合に加入していたことも考えられたことから、同共済組合に照会したところ、「申立人の当共済組合における加入記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 26 日から 48 年 4 月 2 日まで  
A 社（現在は、B 社）に C 職として昭和 46 年 12 月 26 日に入社し、48 年 8 月 30 日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社から提出された申立人に係る昭和 49 年 1 月 14 日付けの健康保険被保険者証滅失届によると、申立人の同保険の被保険者資格取得日は 48 年 4 月 2 日と記載されていることが確認できる上、同社では、「当時、厚生年金保険の適用については、D 職の場合は適用しておらず、また、D 職以外でも適用していなかった者も複数いた。適用していない期間について厚生年金保険料を控除することはなかった。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた 7 人に照会したところ、回答が得られた 4 人のうち 2 人は、自身が記憶する入社日の 4 か月後又は 2 年 5 か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、当該二人からは同被保険者資格を取得する前に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、前述の回答が得られた同僚のうち一人は、申立期間当時、当該事業所に勤務していた申立人と同職種の同僚二人の名前を挙げているが、被保険者

原票を確認したものの、これらの者の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

以上のことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 3652

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月頃から同年5月頃まで  
② 昭和28年4月頃から36年1月頃まで  
③ 平成6年5月頃から8年5月頃まで

申立期間①はA社B支店、申立期間②はC社、申立期間③はD社B営業所にそれぞれ勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社B支店は、オンライン記録によると、昭和27年10月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社の本社に照会したところ、「当時の資料は無く、申立期間①に申立人が当社B支店に勤務していたかどうか分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①当時、当該事業所において一緒に勤務したとして二人の同僚の名前を挙げているものの、そのうち一人は既に死亡しており、また、残る一人についても、申立人は姓しか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、これらの者から、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により、申立期間①に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が

確認できた同僚4人に照会したところ、回答が得られた二人は、いずれも「申立人がA社B支店に勤務していたかどうか分からない。」と供述していることから、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、当該事業所の被保険者名簿を確認したものの、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②について、C社は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和46年10月20日に解散しており、当時の事業主は所在が確認できないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは28年10月1日であり、29年11月1日には同保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、申立期間②のうち、28年4月頃から同年10月1日までの期間及び29年11月1日から36年1月頃までの期間は、適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間②当時当該事業所において一緒に勤務したとして二人の同僚の名前を挙げているものの、そのうち一人は所在が確認できず、また、残る一人についても、申立人は姓しか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「申立期間②当時、C社には70人ぐらい勤務していた。」と述べているところ、当該事業所の被保険者名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、事業主を含めて8人のみである上、当該被保険者名簿には、申立人の名前が記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、当該8人のうち唯一所在が確認できた同僚一人に照会したものの、同人からは回答を得ることができない。

加えて、申立人は、「申立期間②において、厚生年金保険料を事業主によりE代金から控除されていた。」と主張するものの、申立期間②に係る厚生年金保険料をE代金から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

- 3 申立期間③について、D社では、「申立人が当社B営業所においてF職として勤務していたことは間違いないが、勤務していた期間は、申立人が述べている平成6年5月頃から8年5月頃までではなく、それより後の同年8月24日から10年5月31日までの期間である。また、申立人は、同営業所に入社した時点で年齢が65歳となっていたことから、厚生年金保険の加入手

続を行っておらず、したがって申立人が勤務していた期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、D社から提出された社会保険名簿（写し）の申立人の「厚生年金記号番号」欄には、「65歳以上」と記載されており、当時の厚生年金保険法第9条（昭和61年4月1日から平成14年4月1日までの期間適用）では、厚生年金保険の被保険者となり得るのは65歳未満であることが規定されていることから、申立人は、実際に勤務した平成8年8月時点では、同保険の被保険者とはなれなかった上、当該名簿の申立人の健康保険欄には、同社の健康保険整理番号である「\*」、資格取得年月日欄には「8年8月24日」及び退職欄には「10年5月31日」とそれぞれ記載されていることが確認できる。この記載内容は、前述の同社の回答及びオンライン記録により確認できる申立人の健康保険の被保険者資格取得日（平成8年8月24日）及び同資格喪失日（退職日の翌日となる平成10年6月1日）とも符合している。

さらに、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 4 このほか、申立期間①、②及び③について、申立人の申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 12 月 28 日まで  
申立期間は、A社に勤務していた。年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は、給料支給明細書等で確認できる給与支給額と大幅に隔たりがある。  
申立期間の標準報酬月額を正当な金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立人から提出された給与支給額及び厚生年金保険料の控除額等が分かる資料（昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間分）及び給料支給明細書（57 年 1 月から 59 年 12 月までの期間分）により、申立人は、申立期間においてA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できる標準報酬月額よりも高額な給与が支給されていたことは確認できるものの、上記の資料及び給料支給明細書で確認できる申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、被保険者原票の標準報酬月額（昭和 55 年 4 月から 58 年 5 月までは 20 万円、同年 6 月から 59 年 9 月までは 24 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 28 万円）と一致していることが確認できる。

また、申立期間について、事業主は、「申立人の申立期間に係る賃金台帳や

標準報酬算定基礎届等の関連資料は保存されていないため、申立人に係る標準報酬月額届出内容を確認することはできないが、当時、社会保険事務所（当時）に届出していた標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたのは間違いない。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者原票を確認したものの、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている等、不自然な事務処理が行われた形跡は無い上、申立人が申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 9 日から同年 11 月 18 日まで

申立期間については、A社に勤務しており、同社を退職する時に年金手帳をもらった記憶があるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者就労実績簿により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立人に係る資料は、労働者就労実績簿のみであり、その他の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答している。

また、当該事業所が加入しているB国民健康保険組合C事務所に照会したところ、「申立人のようなD職は、当国保組合のみ加入しており、年金については国民年金に加入することになっている。」と回答している上、申立期間当時、当該事業所本社及び各営業所等で社会保険事務及び総務関係事務に従事していた4人に照会したところ、いずれもが、「厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであり、申立人のようにD職については同保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚3人は、当該事業所が保管する労働者就労実績簿により、申立期間当時に勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者記録は無く、当該期間については、国民年金に加入していたことが確認でき

る。

加えて、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた11人に照会したところ、回答が得られた6人のうち3人は、「正社員のみ厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述している。

これらのことを踏まえると、A社では申立期間当時、D職については厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月 7 日から 47 年 3 月 18 日まで  
② 昭和 47 年 5 月 20 日から 48 年 7 月 18 日まで  
③ 昭和 49 年 1 月 11 日から同年 4 月 11 日まで

申立期間①から③までについて、A社に勤務していたが、いずれの期間においても厚生年金保険の加入記録が確認できない。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間①から③までにおいて、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の各申立期間に係る勤務実態についてA社に照会したところ、同社は「人事記録を確認したところ、正職員の中に申立人の記録が無いことからB職であったと思われる。」と回答している。

また、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について、A社は「正職員は厚生年金保険に加入させていたが、B職については同保険に加入させておらず、日雇健康保険の適用を受けさせていたので、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚7人の雇用形態についてA社に照会したところ、同社は、「人事記録により、このうち3人は正職員であったことが確認できるが、残る4人については、正職員の中に記録が無いので、B職として雇用していたものと思われる。」と回答しているところ、オンライン記録において、正職員の3人は各申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、残る4人については、同保険の加入記録が確認できないことから、

前段の同社の回答と符合する。

加えて、上記の同僚7人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、回答が得られた一人は「私は、正職員として勤務しC業務に従事していたが、申立人のことは覚えていない。また、厚生年金保険の適用状況についても全く分からない。」と供述しており、申立人の各申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述は得られなかった。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人に係る加入記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月12日から38年9月1日まで  
日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるとはがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金を支給されたことになっている。  
脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約2か月後の昭和38年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間後に加入した共済組合から退職一時金を受給したことを認めているところ、「当時は、夫婦で一人分の年金をもらうものと思っていたため、共済期間については一時金をもらった。」と供述していることを踏まえると、申立人が申立期間の厚生年金保険について、脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 7 日まで  
② 昭和 37 年 5 月 7 日から同年 11 月 3 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②については、脱退手当金を支給済みとされていた。

脱退手当金は、申立期間②の後に勤務したA社を退職する時、事務担当者から説明を受け、自分で手続をして受け取ったが、申立期間①及び②については、請求したことも受け取った記憶もないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受給したのは、申立期間②の後に勤務したA社に係る厚生年金保険の被保険者期間のみであり、申立期間①及び②については脱退手当金として受け取っていないと主張しているものの、同社に係る脱退手当金を請求した際に、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていた申立期間①及び②についても併せて請求手続がとられたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、脱退手当金の支給対象期間は申立期間①及び②を含む 77 か月となっているところ、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さがうかがえない。

さらに、脱退手当金の支給額については、記録上の支給額と申立人が記憶する受給額がおおむね一致する上、申立人から聴取しても申立期間を含む脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで  
② 昭和 41 年 1 月 4 日から同年 6 月 30 日まで  
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで  
④ 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
⑤ 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで  
⑥ 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを受け取ったところ、申立期間①から⑥までについては、脱退手当金を支給されたことになっている。

脱退手当金は受け取っていないので、全ての申立期間について、年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までに係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間⑥に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和44年2月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているとの回答があった。  
しかし、脱退手当金を受給していないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 43 年 5 月 16 日まで

A社に勤務していた期間について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金を受給しているため年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をした上でこれを請求者に返還するとされているところ、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できる上、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は計算上の誤りが無いなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 30 日から同年 11 月 1 日まで  
昭和 45 年 11 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで A 社に勤務したが、申立期間における年金記録が欠落していた。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 45 年 11 月 1 日から 58 年 10 月 31 日まで、A 社 B 工場に C 職として勤務した。その後、同年 11 月 1 日から同工場は、同社の関連会社である D 社となったが、勤務場所及び業務内容は変わらず、継続して同工場に勤務していた。このため、申立期間は、A 社に勤務し、厚生年金保険料も同社から支給された給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は昭和 58 年 9 月 30 日に A 社を離職し、同年 10 月 1 日以降は、D 社で雇用保険に加入しており、申立期間のうち、同年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間においては、同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に、A 社 B 工場から D 社に継続して勤務していたとする複数の同僚は、「昭和 58 年 9 月 30 日に A 社を退職となり、翌日の同年 10 月 1 日から D 社での勤務となった。このため、同年 9 月の給与は A 社から支給され、同年 10 月以降は、D 社から給与が支給されたが、申立期間の厚生年金保険料については、いずれの事業所の給与からも控除されていなかった。」と回答している。

さらに、上記の同僚のうち一人が所持する A 社及び D 社の給与明細書によると、当該同僚は、いずれの事業所においても、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認でき、これは前述の同僚の供述と符号

する。

加えて、D社は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和58年9月30日に設立されており、上記の同僚の供述とほぼ一致する上、オンライン記録によると、同社は、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日である同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

その上、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日と同日である昭和58年11月1日に同社で同被保険者資格を取得している同僚が14人（申立人を除く。）確認できるところ、オンライン記録によると、このうち、前職の厚生年金保険被保険者記録が、申立人と同じA社となっている10人は、いずれも同社において、同年9月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間における厚生年金保険被保険者資格が確認できない上、同社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によれば、申立人の資格喪失日が同年9月30日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月下旬から 47 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 48 年 2 月 1 日から同年 4 月上旬まで

昭和 46 年 3 月から 48 年 4 月まで、A 事業所で B 職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間①の入社当初の年金記録及び申立期間②の退職直前の年金記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C 事業所が保管する申立人に係る記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間①において A 事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているほか、当該事業所の経理担当者であったとする事業主の妻は、「高齢のため、当時のことは何も覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）が確認できる同僚 13 人について、自身が記憶する勤務開始時期と被保険者資格取得時期の関係をみると、一律ではなく同僚ごとに異なっていることが確認できる上、このうち 7 人は、当該事業所に勤務してから 1 か月から 14 か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、「A社では、採用当初の期間は、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A事業所に勤務している時に、次の勤務先であるD事業所へ転職を決めた。このため、同事業所とA事業所の間に厚生年金保険の欠落期間は無く、同事業所の退職時期は、D事業所に採用となった昭和46年4月上旬である。」と主張している。

しかしながら、D事業所が保管する人事資料によると、申立人はA事業所において被保険者資格を喪失した時期とほぼ同時期である昭和48年2月23日にD事業所に採用されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、D事業所は、申立人が被保険者資格を取得した日と同日である昭和48年4月18日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は、同日以前から同事業所に勤務していたと推認でき、これは上記の同事業所の回答と符合する。

さらに、申立人と同じくA事業所からD事業所へ転職した同僚は、「私は、昭和46年11月末にA事業所を退職し、同年12月か翌年の1月にD事業所に採用となった。申立人は、私が同事業所に勤務してから、1か月から2か月後に同事業所に採用となったことから、申立人のA事業所の退職時期及びD事業所の勤務開始時期は、48年2月頃だと思う。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。